税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室㉑⑦〕源泉所得税関係

通勤手当の非課税限度額の改正について

Q. 通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられたと聞きましたが、その内容を教えてください。

A. 令和７年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

この改正は、令和７年11月20日に施行され、令和７年４月１日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

詳しい内容については、「国税庁ホームページ／利用者別に調べる／源泉徴収義務者の方／通勤手当の非課税限度額の改正について」をご参照ください。

○改正後の非課税限度額

改正後の１か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

区分		課税されない金額	
		改正後（令和７年４月１日以後適用）	改正前
①交通機関又は有科道路を利用している人に支給する通勤手当		１か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度 150,000 円）	同左
②自動車や自転車などの交通用具を使用してる人に支給する通勤手当	通勤距離が片道 55km 以上である場合	38,700 円	31,600 円
	通勤距離が片道 45km 以上 55km 未満である場合	32,300 円	28,000 円
	通勤距離が片道 35km 以上 45km 未満である場合	25,900 円	24,400 円
	通勤距離が片道 25km 以上 35km 未満である場合	19,700 円	18,700 円
	通勤距離が片道 15km 以上 25km 未満である場合	13,500 円	12,900 円
	通勤距離が片道 10km 以上 15km 未満である場合	7,300 円	7,100 円
	通勤距離が片道 2㎞以上 10km 未満である場合	4,200 円	同左
	通勤距離が片道 2km 未満である場合	（全額課悦）	同左
③交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		１か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度　150,000 円）	同左
④交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		１か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額（最高限度　150,000 円）	同左

（税制委員会：忠地祐一、草間俊文、小池尚彦　グループ稿）
（監修：関東信越税理士会　松本支部）